

議案第 90 号

多可町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

多可町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

多可町介護保険条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例 第 号

多可町介護保険条例（平成17年多可町条例第137号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「6月」を「1年」に改める。

第9条第2項中「納期限前7日」を「納期限」に改め、同項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しないものにあっては、氏名及び住所）」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第9条第2項第1号の規定は平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正後の介護保険条例第8条第1項の規定は、平成28年4月1日以降に申請される徴収猶予について適用し、同日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。

多可町介護保険条例の新旧対照表

現 行	改 正
(保険料の徴収猶予)	(保険料の徴収猶予)
<p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めることはできないと認める場合には、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められると認められる金額を限度として、<u>6月以内の期間</u>を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>第8条 町長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めることはできないと認める場合には、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められると認められる金額を限度として、<u>1年以内の期間</u>を限つて徴収猶予することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p>
(保険料の減免)	(保険料の減免)
<p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しないものにあつては、氏名及び住所）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>第9条 (略)</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所 及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）（個人番号を有しないものにあつては、氏名及び住所）</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>3 (略)</p>